

〔 翻訳 〕

アルフレッド・マーシャル「国際貿易の 財政政策に関する覚え書（1903年）」（上）

服部正治・藤原 新 訳

<はじめに>

以下に三回にわたって訳出するのは、アルフレッド・マーシャル「国際貿易の財政政策に関する覚え書（1903年）」(Alfred Marshall, Memorandum on Fiscal Policy of International Trade (1903). 以下「覚え書」と呼ぶ)である。テキストは、J. M. ケインズが編集責任者となり、イギリス王立経済学会によって出版された『アルフレッド・マーシャル公文書集』(*Official Papers by Alfred Marshall*, published for the Royal Economic Society, Macmillan, 1926)の365-420ページに所収されたものを用いた。「覚え書」は、1908年11月11日に下院文書として公刊されている。

この「覚え書」のもつ意義については翻訳の最後で<あとがき>として述べるつもりであるが、「覚え書」を訳するにあたって必要と思われる事柄について——主として、J. C. ウッドの調査・研究(J. C. Wood, Alfred Marshall and the Tariff-Reform Campaign of 1903, *Journal of Law and Economics*, Vol. 23, No. 2, 1980; do, *British Economists and Empire*, Croom Helm, 1983, Ch. 6)を参考にしながら——書いておくことにしたい。

(1)「覚え書」は、1903年5月にジョゼフ・チェムバレンによってなされた関税改革提案が引き起こした論争の所産である。チェムバレンは国内産業の保護と帝国特惠を結合して、19世紀中葉以降イギリスで行なわれてきた自由貿易政策に対する根本的見なおしを訴えた。すなわちチェムバレンは、イギリス製造品に高率関税を課している国に対する報復措置として製造品に平均10%の輸入関税を課し、また帝国特惠措置として外国産穀物(とうもろこしは除く)に対して1クォーター当たり2シリング、肉類(ベーコンは除く)・酪農品については5%の輸入関税を課すとともに、イギリス帝国諸国からの輸入については無関税輸入を継続することを主な内容とする提案を行なった。

チェムバレンの運動が世論の注目を集めるなかで、A. J. バルフォア内閣の蔵相 C. T. リッチーの秘書 T. L. デイヴィスが「関税問題」(*The Fiscal Problem*)についてのマーシャルの見解を求めたのが1903年7月であり、それに応じて「覚え書」の元の原稿(=「関税問題」)

が書かれたのは8月の終わりであった。その構成は——デイヴィスのすすめに従って——第1部「植民地の特惠的扱い」、第2部「報復」とされており、この元の原稿は1908年に下院文書として公刊された「覚え書」の基礎となっている。

1903年7月14日付けのデイヴィス宛の手紙にあるように、マーシャルはこの「覚え書」の元の原稿を、半ば意識的にバルフォア首相に宛てて書こうとした。バルフォアは「自由貿易問題について疑念をもっていると思われたのである」(cited in Wood, Marshall and the Tariff-Reform Campaign of 1903, op. cit., p. 485)。

マーシャルが「覚え書」の序文で追記したところによれば、1903年8月に「覚え書」の元の原稿に加筆・訂正をしたものがイタリアの郵便局でなくなり、そして秋になって元の原稿の校正刷り——1908年11月21日付けの『タイムズ』編集者宛のマーシャルの投書によると、1903年8月に外務省で印刷されて私的に回覧されていた(*The Times*, Nov. 23, 1908, p. 15. col. 3)——を読んだところそのできばえに不満が多く、結局その時には「覚え書」の元の原稿は公刊されなかった。序文の追記でしるされたように、急いで書かれ、また分量が少なかったために、「議論が整理されていなかったり、周到な議論をもっときっちりとすべきところで個人的な意見がほとんど教条的に表明されたことが多かった」のである。

(2) フィリス・ディーンは、マーシャルが「覚え書」の元の原稿を1903年の時点で公刊しなかった理由の一つとして、バルフォアの『島国の自由貿易に関する経済的ノート』(Arthur James Balfour, *Economic Notes on Insular Free Trade*, 1903, in *Fiscal Reform Speeches delivered by the Right Hon. A. J. Balfour, from June 1880 to December 1905*, 1906, pp. 71-96)の出版をあげている。すなわち、バルフォアの『経済的ノート』の明晰で理性的な議論に比べて、「覚え書」の元の原稿の不十分さ、その論争的性格をマーシャルが自覚したために、その公刊を見送ったかもしれないというのである(Phyllis Deane, *Marshall on Free Trade*, in R. M. Tullberg ed., *Alfred Marshall in Retrospect*, Edward Elgar, 1990, p. 127)。ディーンの推測が正しいかどうかは別にしても、マーシャルが「覚え書」の元の原稿を書いたときにも、またその直後にもバルフォアを意識していたことは間違いのないようである。

首相バルフォアは、従来イギリスが行なってきた一方的自由貿易政策の結果、諸外国が公正な関税を課したりダンピングをしたりして、イギリス経済に打撃が与えられている現状を憂慮していた。そしてバルフォアは、こうした事態を打開して世界市場において「イギリスの公正なシェア」を占めるための方策として交渉手段の確保＝相互主義の必要を強調した。こうしたバルフォアの立場がもっともよく現われているのが、1903年8月13日の閣議に示された『経済的ノート』であった。バルフォアは、自由貿易派の蔵相リッチーらと関税改革派の植民相チェムバレンを抱えて、閣内の意見不統一の解消を図ろうとしたのである。さてこの『経済的ノート』こそ、後にケインズが「およそ現職の首相によってなされた、もっとも注目すべき科学的

意見の表明に他ならない」と評したものであり、マーシャルの多数のコメントが書き入れられた手沢本がマーシャル文庫に存在することが指摘されている（J. M. Keynes, *Essays in Biography, in the Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. X, pp.44-45, 1972；大野忠男訳『ケインズ全集』第10巻，東洋経済新報社，1980年，55-56 ページ）。

「マーシャル文書」にある1903年9月23日付けの、「覚え書」の元の原稿（＝「関税問題」）への序文の草稿には以下のような言葉があり、『経済的ノート』に対するマーシャルの批判の意図がはっきりと示されている。すなわち、「首相が出版した『経済的ノート』は新しい先例であり、自分はそれは良い先例であると思う。全ての人々は、とりわけアカデミックな経済学者はその著作に魅せられるか、その議論のほとんど大部分に同意するにちがいない。だがその議論の中にはいくつか反対せざるをえないものがあるように思われる。全体として見ればその議論は問題の全貌に触れていないようだ。いくつかの決定的に重要な考慮すべき事柄を、それは無視している。この著作で提案される直接の手段はささやかなものであり、たとえそれが最後の手段ということにきつとなったとしても、大きな危険を国にもたらさないかもしれない。だがそれは……あらゆる分野の経済的施策のなかでほとんど他のどんなものに比べてもたらしめなものであり、当てにできないものである。したがって危険は大きいのであり、研究者は、首相が提起した学問上の論点について自分自身の見解を示す義務があるように思われる」と（Cited in Wood, op. cit., p. 494）。

(3) 『経済的ノート』でバルフォアは以下のように主張していた。すなわち、自分は自由貿易論者の立場から財政 [= 通商] 問題を考えたいが、まず確認しておきたいのは、「国民」というものは、人類が世界の諸資源をもっとも経済的な仕方を利用しないことによって始めて存立するということである（§3）。したがって、経済的世界の諸利害と国民の福利との間には「前もって確立された調和」など存在しない。また、自由貿易が世界全体に最大の富をもたらすものであるとしても、各国の富の最大化をもたらすという保障はない。だから、イギリスの財政政策も状況の変化とともに変化すべきである（§5, 12）。60年前にイギリスが自由貿易を採用したときには、①世界が自由貿易を拒否することを予想しなかった、②イギリス帝国の商業上の可能性について十分に考慮しなかった（§8）。このためにイギリスが実現した自由貿易は、帝国レベルでの自由貿易ではなくて「島国」としてのそれである。ここから、以下の問題が生じる、すなわち、世界が自由貿易国で構成されるなかで一自由貿易国に適した財政政策は、世界が保護主義国で構成されるなかでの自由貿易国にも、そのまま適するといえるだろうか（§10）。

イギリス製造品の輸出市場について考える。現在の世界のなかの「自由貿易地域」（Free Trade areas）は、①工業が存在しない国——南米諸国，ヨーロッパの小国など——，②その国の関税制度が国際的管理の下にある国——トルコ，中国など——，③イギリス帝国の直轄地，保護領などに分けられる（§30）。このうち、①の国については、今後の工業の発展によって

は自由貿易地域でなくなるかもしれない (§31)。②③の国は今後その数が減ることが予想される (§33)。なるほど、現在の保護主義国の関税もイギリス製造品の輸入を停止するほど禁止的なものではない。保護主義国、保護主義植民地は現在のイギリスにとっての最重要な市場ではある (§34)。しかしながら、そうした地域への輸出増加率が減退していることは明らかであるし、部門によってははっきりと衰退している (§36)。この原因は「世界の<工業化>」(the 'industrialisation' of the world)にある。工業世界におけるイギリスの支配権はもはや望めない (§37)。自由貿易理論によれば、他国の富の成長はイギリスの利益にもなるはずであるが、そうっていないのは、敵対的関税のために各国の諸産業が相互補完的にならず、相互排他的になっているからである (§38)。こうして世界の製造業の中での「イギリスの公正なシェア」(our fair share)は充たされていないし、それが充たされる見通しも暗い (§44)。さらに各国が保護関税によって工業化をすすめれば、その国での穀物生産者と穀物消費者の相対比が変化することになり、工業品輸出・食糧輸入を望むイギリスにとってはこれは深刻な事態である (§46)。

保護主義国製造業者の連合がイギリスに与える弊害について考える。保護関税による国内市場の半独占のために、彼らは国内価格をつねに生産費以上に維持できる (§49)。この場合彼らは、自由貿易国市場には国内価格よりもはるかに安い価格で輸出し、しかも全体として利潤があがるように供給量・価格水準を設定できる (§52)。理論的には、輸出価格が生産コスト以下のことも考えられる (§53)。こうしたダンピングはイギリス製造業にいかなる影響を与えるのか。第一に、それはイギリス産業の秩序を混乱させる。高価な設備投資の負担に加え、輸出停滞による損失・国内市場でのシェアの低下を考慮すれば、当該産業の経営状態の悪化は避けられない (§55)。第二に、保護主義国の「トラスト制度」によって、イギリス製造業は中立市場でもシェアを奪われる。こうした「関税に保護された連合」(a tariff-protected combination)による独占は短期間しか維持されないかもしれないが、シェア回復までにイギリス製造業がこうむる打撃は大きい (§56)。

以上の点からして、楽観的な自由貿易論者は「貿易と製造業の静学ではなくて動学」をしつかりと把握しなければならない (§58)。他国の財政政策によってイギリスに弊害がもたらされている以上、交渉なしには自由貿易の前進のための譲歩は得られない。イギリスがとるべき道は、「諸外国がつねに相互に行なっていることを彼らに対して行なう」ということ、つまり相互主義だ。イギリスは自由貿易という「原理」に服従して、誤って交渉の手段を意図的に放棄してしまった (§60)。だが、自由貿易原理の目的は「自由貿易の拡大」以外にはない (§61)。ある政策が自由貿易のメリットをどれほど有するのかを測る唯一の基準は、「それが自由貿易を推進する程度」に求められる (§62)。したがって、「交換の自由を拡大させるために交渉の自由を擁護することは、自由貿易の真の精神に一致する」のである (§63)。

(4) マーシャルは、1908年6月に蔵相ロイド・ジョージの求めに応じて、「覚え書」の公刊

を決意する。ロイド・ジョージはドイツの保護関税が労働者階級に与えた影響について演説し、その際「覚え書」の元の原稿に依拠したことを認め、その公刊を望んだのであった。そして公刊に際してマーシャルは「覚え書」全体を書きなおした。ウッドの判断によれば、「覚え書」の序文でのマーシャルの表現は、「覚え書」公刊に際しての改訂の範囲を過少に述べている。この時期にマーシャルは、『国の産業と国際貿易』（National Industries and International Trade）という著作で、「覚え書」で取り上げた関税問題をさらに詳しく論じようとしていたようだが、「覚え書」の序文でも書かれているように、この時点での「覚え書」の公刊を承諾したのであった。そして「覚え書」は1908年11月11日付けで下院文書として印刷された。

「覚え書」が公刊されてすぐに（11月19日）、「保守団体国民連合」（the National Union of Conservative Associations）第42回年次総会で、統一党のボナ・ロウは、「覚え書」は「最もはなはだしい類の政治的プロパガンダ」であり、「あからさまに党派的」だと非難した（*The Times*, Nov. 20, 1908, p. 12, col. 3）。これに対してマーシャルは早速、「覚え書」はけっして党派的な文書ではないと反論した。そしてそこでマーシャルは、「覚え書」の公刊を承諾した理由の一つとして、ここでそれを公刊しておけば関税問題についてそれ程言及せずに、『国の産業と国際貿易』と題する自分の著作の完成に集中できると考えたことをあげている（*The Times*, Nov. 23, 1908, p. 15, col. 3）。

(5) 「覚え書」は保護関税と帝国特惠を批判し、自由貿易の維持こそがイギリスの産業の主導権に必要であると論じている。マーシャルは、イギリスの産業の主導権の維持は保護によってではなくて効率によってもたらされ、そして効率は競争によって育てられると考えたのである。1903年にマーシャルがチェムバレンの関税改革運動に対してとった立場は、「覚え書」の元の原稿が書かれたのと同じ時期（1903年8月15日）に『タイムズ』に発表された「反チェムバレン宣言」の署名者にマーシャルが名を連ねていることから明らかである。「反チェムバレン宣言」は——1903年8月18日付けのルヨ・ブレンターノ宛のマーシャルの手紙によれば（in H. W. McCready, Alfred Marshall and Tariff Reform, 1903: Some Unpublished Letters, *Journal of Political Economy*, Vol. 63, 1955, pp. 265-266）——、F. Y. エッジワースが C. F. バスタブルと J. S. ニコルソンと相談のうえ起草し、いくつかの訂正の後、最終的に E. キヤナンが文章上の修正をしたものである。「宣言」は、保護主義の復活はイギリスの経済的繁栄にとって有害であること、それは政治的腐敗をもたらすこと、さらにそれはイギリス帝国内部での利害対立をもたらすことを主張している（in N. McCord, *Free Trade: Theory and Practice from Adam Smith to Keynes*, 1970, pp. 144-147）。

マーシャルは後に「政治的問題に関する経済学者のいかなる宣言にも」反対の意を表明する（*Economic Journal*, Vol. 14, 1904, pp. 483-484）。また1903年8月26日付けのブレンターノ宛の手紙でも、マーシャルは「反チェムバレン宣言」の文章上の問題点を認めている。しかしマーシャルは、「宣言」への H. S. フォックスウェルや W. A. S. ヒュインズの批判に対して

はそれが「まったく根拠がない」と退けている (McCready, op. cit., p. 266)。「マーシャル文書」にある1903年9月23日の言葉によれば、チェムバレンが自らの政策の基礎として持ち出した経済的主張のいくつかは根拠をもたないにもかかわらず、何百万もの宣伝文書が大衆の間に流布され影響を与えている。「したがって経済学者はこうした[誤った]主張を論駁する義務がある」のであり、「反チェムバレン宣言」をだした真の動機はそこにあるのであった (Cited in Wood, op. cit., p. 494)。

マーシャルの立場は、1903年11月23日の『タイムズ』に発表された「統一党自由食糧同盟」(the Unionist Free Food League) セクレタリ、F. マナーズ-サトン宛の手紙にもはっきりと現われている。マーシャルはこう書いている。「保護制度はもしそれが賢明にそして公正に行なわれれば、特定の発展段階にある産業をもつ国々に対しては全体として利益をもたらすことを、30年ほど前に私は確信するようになった。そして私は、自由貿易政策はイギリスにとって全面的に正しいかどうかを研究するようになった。それ以来研究を続けてきたが、次第に以下の結論をもつようになった。すなわち、過去2世代の間に生じた変化のために、それ程強くない保護政策であってもそれによってイギリスがこうむる被害は大きく増大していること、またイギリスにとっては、自由貿易はそれが初めて採用された時よりも現在こそその必要性が決定的であることである」(The Times, Nov. 23, 1903, p. 10, col. 5)。

(6) 訳者としては原文に忠実な訳文にしたつもりであるが、同時に出来るだけ読みやすいものにしようところがあった。[] は訳者が補った部分である。強調をあらわすイタリックの部分には傍点を付けた。大文字で始まる言葉には「」を付けた。また適時訳者注を付け、欄外に示した。

(7) 今回訳出した「覚え書」第1部についても、『貨幣信用貿易』(Money Credit and Commerce, Macmillan, 1923. 永沢越郎訳, 2分冊, 岩波ブックセンター, 1988年), 『産業と商業』(Industry and Trade, 1st ed., 1919, 4th ed., Macmillan, 1923. 永沢越郎訳, 3分冊, 1986年)にそのまま、またはほとんどそのまま再録されている箇所がある。その箇所については、気がついたかぎり訳者注として指摘しておいた。その際永沢訳を参考にしおおいに学んだが、それには従っていない。

(8) 「覚え書」を翻訳することになったのは、訳者たちがそれぞれの関心からマーシャルの自由貿易論を研究したいと考えたからであるが、直接のきっかけは訳者の一人服部が立教大学大学院経済学研究科のゼミナールで「覚え書」を輪読し始め、そこに藤原が参加したことにある。輪読を始めてから3年ほどたつが、訳者両名の責任でようやくして活字にするに至った次第である。その間、輪読に参加してくれた院生諸君に感謝の意を表したい。

なおくまえがき>の最後に、ディーンの次の言葉を引用しておきたい。すなわち、「1903年の夏に急いで書かれた『覚え書』は1908年に改訂を施して出版され、1923年には『貨幣信用貿易』のために再び書き直されたが、それは自由貿易についてのマーシャルの見解の核心を含ん

でいた」（Deane, op. cit., p. 129）。

「国際貿易の財政政策に関する覚え書（1903年）」

アルフレッド・マーシャル著

下院の命により印刷される。1908年11月11日。

[下院 321号]

序 文

この「覚え書」は、ある特定の政策提唱者の視点からではなくて、経済学の研究者としての視点から書かれている。自分が注意を向けた問題については、私ははっきりと結論を下すことにした。だが私は、考慮すべき事柄のうちで重要でありながら無視される危険があると思われるものについては、それが自分の下した結論に有利なものであろうが不利なものであろうが、特に目立たせようと努めた。

輸入関税は誰の負担になるのかという問題はきわめて複雑である。事実それはあまりに範囲が広くまた難しすぎて、手短かには論じられない問題である。だがこの問題は研究者の書齋から離れて実業界で議論されつつあるから、その主要な輪郭を簡潔に示そうと試みてもよいと私は考えた。この「覚え書」の第1部でおこなったのはこれである。そこに重大な不備があるとしても、私としては寛容な判断を望む以外にない。

第2部では、最近の変化を考慮した上でイギリスの財政政策について、特にさまざまな輸入関税システムの直接間接の影響について論じられている。たいていは、直接の影響より間接の影響がはるかに重要である。直接の影響は主として経済的要因であり、間接の影響は主として倫理的・政治的要因である。こうした要因すべてに言及せずには財政政策は論じられない。私の見解の多くは第2部で示されているが、したがって、それはきわめて控えめなものである。だが私は、主に経済学者の領分に入るような提言とそれからは外れる提言とを、分離出来ないまでも区別しようと努めた。

1903年8月。

追記——この「覚え書」にはいくつかの大きな訂正と追加をしたが、それが1903年8月に外国の郵便局でなくなってしまった。秋になって未訂正の「覚え書」の校正刷りを読み返してみると、その出来ばえはとても満足できるものではなかった。自由に「覚え書」を出版してもよいという許可が快く与えられたにもかかわらず、そうしなかったのはこのためである。「覚え書」の議論が整理されていなかったり、周到的議論をもっときっちりとすべきところで個人的

な意見がほとんど教条的に表明されたことが多かったりしたのは、これが急いで書かれたためでもあり、また分量が少なかったためでもある。また「覚え書」は、論争上の問題に身をおかないという私の主義にも反したし、原因を次々とたどって真相を突きとめるという研究者のなすべき仕事を回避して、おおよその原因とその結果を主に論じている。したがって、財政問題について言わねばならないことをもっと注意深く十分な議論のなかに組み込めるまでは、私はこの問題に関して沈黙を守ることにした。そして現在私はこの仕事をしている最中である。だがなかなか仕事ははかどらないし、時間はどんどん過ぎていく。最近になって、私は名誉なことに、議会文書としてこの「覚え書」を出版してはどうかという提案を受けた。そこで事情を再び考慮して、喜んでこの提案を受け入れることにしたのである。

1903年にとった大ざっぱなメモに主に基づいて、「覚え書」に少しばかり手を加えた。特に(A)、(K)、(L)でいくつかの説明を加えた。さらに「覚え書」の最後で、私はイギリスと植民地の関係についての議論を書き直した。だがそのほかの点では、この「覚え書」は実質的には最初に書いた時のものと同じである。

アンペッツォタル, 1908年8月。

A. M.

目次

第1部——輸入関税の直接的影響

- | | |
|---|--------|
| (A) 価格変動の研究ではこの問題は部分的にしか解けない。[訳注1] | 1—5節 |
| (B) 輸入関税は誰の負担になるのかという問題の一部に対する理論的な解明。[訳注2] | 6—9節 |
| (C) いくつかの代表的なケースについての一般的考察。 | 10—17節 |
| (D) 高関税が貨幣の購買力と賃金に及ぼす影響に関する近年のドイツ史からの例証。
[訳注3] | 18—20節 |
| (E) 1820年以降のイギリスの小麦価格。 | 21—29節 |
- (以上本号)

[訳注1] 目次では「価格変動の研究では」(a study of price movements)であるが、本文では(p.370)、「価格変動の研究だけでは」(a simple Study of Price Movements)となっている。

[訳注2] 「輸入関税」は、目次では Customs duties であるが、本文では (p.372) Import Duties となっている。

[訳注3] 「例証」(Illustration)は、本文では (p.378) 複数形である。

第2部——過去60年間の経済上の変化との関連からみたイギリスの財政政策

- (F) イギリスの財政政策は諸産業が相対的に成熟していることを前提にしている。
30—35節
- (G) 60年前のイギリスの財政政策の基礎。
36—43節
- (H) 現状への移行。
44—45節
- (I) 政府の権限の拡張とその能率の増大。
46—50節
- (J) 合衆国、ドイツ、その他の国々の発展。
51—54節
- (K) 外国関税の圧力はその数とともに強められ、しかもそれ以上の率で強められる。
新世界が課す高関税は最終的には旧世界にとってきわめて重い負担となりうる。
55—58節
- (L) イギリスの産業の主導権に不利な影響を与える変化。[訳注4]
59—70節
- (M) アメリカとちがって、イギリスにとっては主導権を保つために自由貿易が不可欠である。
71—74節
- (N) トラストとカルテル。
75—79節
- (O) イギリスと植民地との間のいっそう緊密な関係の可能性。
80—82節

第1部——輸入関税の直接的影響

- (A) 価格変動の研究だけではこの問題は部分的にしか解けない。

1. 私が注意を向けるのは、まず第一に輸入関税はだれの負担になるのかという問題である。主要なケースではほとんどと言ってもいいほど、輸入関税はほぼ全部を消費者が負担しているというのが、私の考えである。しかしこの問題には絶対的な法則など存在しない。輸入関税のかなりの部分を外国人が負担するようなケースはいろいろと思ひ浮かべられるし、わずかではあるが実際にもそうしたケースは存在してきた。そしてもちろん、どんな種類のものであっても新しい税が課される場合には、生産者や商人、荷主などがその圧力を最終的な負担者である消費者の肩に転嫁できるまでは、一時的にはその一部が彼らにかかることが多い。

2. 価格変動の研究だけではこの問題は完全には解けない。なるほど、こうした税の負担と、この税を受け渡していく各段階の取引業者が得るこの税に対する利潤とがすべて、消費者に必

[訳注4] 本文では (p.402), 「不利な」(adversely) という言葉はない。また「影響を与える変化」は、目次では Changes which affect であるが、本文では Changes affecting となっている。

然的にかかるように見えるかもしれない。しかし関税がひとつしかない場合とはちがって、とにかくさまざまな輸入関税から成るシステムに関しては、以下のような仮設的な事例は実は妥当ではないのである。

この仮設的な事例とは次のようなものである。——〔訳注5〕ここでは、輸出業者にとって自分の商品をどの市場に送るかは一般に無差別であり、彼らはすべての費用を差し引いた後に最高の価格をもたらすような市場を選択する。したがって、仮にある特定の市場で1ポンドの輸入関税が課されたためにある商品の引き渡し費用が上昇したとすると、その市場でこの商品を稀少にすることによって、あるいはそれ以外の市場で以前よりもこの商品を豊富にすることによって、その市場での（関税支払い後の）価格を新しい税の存在しない他の市場での価格と比べて1ポンドだけ上昇させないかぎり、輸出業者はその市場を避けるであろう。とすれば、最終消費者はこの1ポンドと、彼の手はこの課税商品が渡るまでにこの商品の受け渡しに関与したすべての業者がこの商品を移動させるために必要とした追加的資本に対する利潤とを、合わせて支払わなければならないと予想されるであろう。そして価格統計が示すところでは、代替的な供給源をもたない場合には最終消費者はそうせざるをえないのである。

3. この仮設的な事例からは、輸入関税のすべての負担を消費者がつねに負うという結論が導きだされるけれども、それは説得力を持っていない。というのは、ここでは、いかなる国においても貨幣の購買力はその国の関税政策に影響されうるという事実が捨象されているからである。つまり、ある国が輸入する特定商品に対する税は、その国でのこの商品の価値を非課税商品に対して相対的に高める。そして非課税商品のひとつが金なのである。したがって多数の高率輸入関税をもつ国では、金の購買力は一般に低くなる。そして特定の財政政策によって、ある商品の消費者向け価格が例えば4分の1上昇したということがわかって、実際には消費者の負担はどれほどのものであるのかという問いに対して、われわれは答えられないのである。

4. しかしながら、もし税がその国の輸出品目のうちのわずかな部分にしかかからないとすれば、この税のために課税輸入財から金や非課税輸入財への代替が生じることはさほどない。すなわち、このような税は一般物価水準をそれほど変化させないのである。このことは重要であり、記憶するに値する。（国境に近いところにいる）消費者は、この税の全額分だけ多くの貨幣を課税商品に対して費やすであろう。そして貨幣価値の変化はあってもごくわずかだから、この価格の上昇はほとんどそれに等しい実質費用の増加を示すであろう。

5. さらに、輸入関税はだれの負担になるのかを〔価格変動の〕直接の観察を通じて特定しようとしても、貨幣の購買力の変化から生ずるこの障害以外にも、それを妨げる障害が存在する。

〔訳注5〕 以下5節第3パラグラフ途中までが、『貨幣信用貿易』(Money Credit and Commerce, 1923), pp. 198-200; 永沢訳第1分冊268-270ページに、ほとんどそのまま使われている。

たとえば、生産や輸送における改良は物価に対して貨幣所得を絶えず相対的に高めている。したがって、同じ10年の間に関税引き上げと同時にこうした改良の影響がもたらされた場合には、物価に対して貨幣所得が相対的にかなり大きく上昇するかもしれない。もっともその上昇分は、関税が引き上げられなかった場合よりもずっと小さいものであろうが。産業の発展段階が同じであり、しかも関税が同じ方向には変更されなかった国々の間で物価に対する所得の相対的な変動を比較すれば、間違いなくこの阻害原因の影響の一部を取り除ける。しかしこうした統計を入手することの困難は言わないとしても、国が違えば教育の程度が違い、家計の思慮・儉約の度合いが違い、鉄道の発展などによる潜在的な天然資源開発の程度が違うために、こうした要因がもたらすさまざまな影響を考慮しなければ、この変動に意味を与えられないのである。

この「覚え書」が辛うじて触れるにすぎない原因の、またその先の原因を研究しないかぎり、この問題は十分に論ぜられない。ここでできるのはせいぜい、関税の負担のかなりの部分を他国に負わせることが期待できるのは、ある一国が他国からの輸入財の大部分をなしで済ませられる状態にあり、同時にこの国が多く部門で強固な半独占状態を保っているために、他国がこの国からの輸入のかなりの部分をなしで済ませるのが困難であるという場合に限られることを示すくらいである。この後者の条件に関していえば、イギリスは前世紀初めには強い立場にあった。しかし今ではアメリカといえども強い立場にあるとはいえず、私の見るところイギリスやドイツは弱い立場にある。

この問題に対する完全な解答は、前世紀初頭に下院委員会が調査し、リカードウ (Ricardo) が説得的に述べたあの偉大な真理に立ち返ることによってはじめて見出しうる。すなわちそれは、国際貿易においては金は単なる商品にすぎないということであり、国際物価水準が国際貿易の方向を支配するのではなく、逆に後者によって前者が支配されるのだということである。これを基礎にして論理をくみだてるのは厄介である。また (B) で以下に述べる難しい議論は、この「覚え書」の主たる目的にとっては不可欠のものではない。この議論の摘要は55節で与えるつもりである。

(B) 輸入関税はだれの負担になるのかという問題の一部に対する理論的な解明。

6. [訳注6] A・Bという二つの国を考えよう。この両国は、相互に、そしてこの二国間でのみ貿易を行ない、さらに輸入品に対しては税をまったく課さないものとする。B国におけるA国財の価格は[A]国内でのその価格とは（商業に係わる費用を含めた）輸送費用分だけ異

[訳注6] 以下9節途中までが、『貨幣信用貿易』pp. 195-197；訳第1分冊264-267ページに、ほとんどそのまま使われている。

なるであろうし、A国におけるB国財の価格の場合も同様であろう。しかしここでA国が、すべての輸入品に——もちろん金を除いて——50%の税を課すとする。この場合も、B国におけるA国財の価格は[A]国内での価格よりなお輸送費用分だけ高いであろう。しかし、A国の消費者にとってのB国財の価格は、[輸送費用を別にして]B国での水準に比べて今や50%上昇するはずである。というのは、もしそうならなければ、そしてそうなるまでは、B国からA国へ財の代わりに金を送るであろうからである。B国におけるB国財の価格に対するA国におけるB国財の価格のこの相対的な上昇は、A国財に対するB国の需要の切迫度、そしてB国財に対するA国の需要の切迫度がどうであっても、起こることである。しかしながら税がだれの負担になるのかは、これらの相互的な需要の切迫度に主に依存する。そして観察される価格の変動は、ただそれだけをとりあげても何もはっきりしたことを証明するものではない。

7. B国財に対するA国の需要が切迫していないのに、A国財に対するB国の需要が非常に切迫している（つまり非弾力的である）という例外的な場合には、これらの税は主にB国が負担するであろう。この理由は以下である。その場合には、この税は、第一にA国におけるB国財の価格を上昇させ、第二にA国でのB国財の販売量を少し減らし、第三にB国におけるA国財の供給を少し減少させるであろう〔訳注7〕。そしてB国の[A国財に対する]需要が非弾力的であるために、A国財の供給がわずかに抑制されただけで、A国財の各々は以前よりもはるかに大量のB国の労働や商品一般と交換されるようになるであろうからである。もしかするとA国財の各々は、B国におけるB国財やA国の保税倉庫にあるB国財の以前のちょうど二倍の量と、したがって、税が支払われた[A国における]B国財の以前とちょうど同じ量と交換されるかもしれない〔訳注8〕。この場合には、税はすべてB国が負担することになる。

基本的な点については、この特別な場合の解明はこれで終わりである。しかしこれには、物価の変動に関する副次的な結果が付け加えられるべきであろう。A国財がB国の市場でこのように有利な条件で販売されるために、A国財を買うためにB国から金が送られるであろう。こうしてA国では金がきわめて豊富になり、物価が全般的に上昇し、貨幣賃金の上昇がやがて続くであろう。それ故に、たとえB国財がA国では[B]国内での価格の二倍で売れるとしても、A国でのB国財の価格は以前よりもはるかに大きい成果を表しているわけではないだろうし、ことによると成果としては少しも変わらないかもしれない。他方B国では金が相対的に稀少とな

〔訳注7〕「B国におけるA国財の供給を少し減少させる」理由は明示されていないが、B国財の輸出金額が減るためにB国でA国財を買う資力が減るからだと考えられる。

〔訳注8〕「A国財の各々は……税が支払われた[A国における]B国財の以前とちょうど同じ量と交換されるかもしれない」理由は明示されていない。なお『貨幣信用貿易』では、「もしかするとA国財の各々は……この場合には、税はすべてB国が負担することになる。」までの文章は使われていない。『貨幣信用貿易』p. 196；訳第1分冊265ページをみよ。

り、以前より多くのB国財やサービスを支配するであろう。したがって、A国財はB国では[A]国内での価格に輸送費用を加えた価格で売れるにすぎないとしても、B国にとってのA国財の実質費用はきわめて大きく増大するであろう。A国の消費者の暮らし向きは以前とほぼ同じくらいであり、A国の政府は主にB国の負担で税を得るであろう。

8. 他方、B国はA国財に対して切迫した必要をもたないというほうが現実にははるかにありそうな話であるが、この場合には、A国は自分が課した税を負担しなければならない。というのはこの場合には、商人がB国に対してA国財の出荷量を減らしても、[B国]市場は反応しないからである。A国財の各梱（bale）は以前とほぼ同じ量のB国財をもちかえるであろう。A国での1日の労働、あるいはA国財の1梱は、保税倉庫にあるB国財の以前とほぼ同じ量を支配するであろう。そして、B国財への税はA国でのその消費者によって主に支払われるであろう。この場合には、金の大きな移動はおそらく起こらない。そして価格統計が表面上示すことは、こうした現実とかなり緊密に一致するであろう。

以上では、B国財に対するA国の需要が弾力的であると想定している。しかしながら完全を期すために、A国とB国の立場を入れ替えて7節での想定と対応させた、もう一つのありそうにもないケースを取り上げてよいであろう。さらにわれわれは、A国の政府が輸入財の購入に[B国財への課税による]税[収入]の大部分を費やすという想定さえしてもよいかもしれない。この場合には、A国の民間の消費者はB国財の以前の供給量に対して切迫した必要性をもつので、彼らは無理しても貿易をしなければならず、彼らの財の一梱一梱と交換にますます少量の外国財しか受け取れなくなるかもしれない。こうして結局、A国はその税全体を越える負担までも負わねばならないかもしれない。

9. A・B両国は、この二国間の貿易以外のすべての貿易から締め出されているとされているので、A国財に対するB国の需要がいくぶん切迫しており、したがって税の相当分がB国の負担になると想定するのは、一見したところそれほど理にあわないわけではない。だが現実の世界では、B国はつねに他の市場に入ることができる。したがって、A国がその輸出財のほとんどすべてについて独占に近いものをもつてなければ、あるいは地理的その他の原因によってB国がA国の意向に全面的に左右されるのでなければ、B国はA国の税の一部でも支払うことに同意しないであろう。ある国がその生産に例外的な利点をもっている生産物のどれ一つをとってみても、別の一国だけが事実上その唯一の市場であるというのは、きわめて稀な条件の下でのみ生じるにすぎない。このような生産物に対する税なら、なるほど永久に生産者の負担になるかもしれない。しかしながら[こうした条件にない]他の生産物に対する税の場合には、生産者が以前からつくっていた生産物であれ、あるいは彼らとその労力や資源を徐々に転換しえた別の生産物であれ、それらを他の市場で販売するという手筈がつくやいなや、消費者がほとんどいつでもその税を全面的に負担するであろう。こうした独占が存在しない場合であっても、A国の税のために、世界市場におけるB国財の価格が、したがってA国の港の保税倉庫に

あるその価格が永久に引き下げられるかもしれないということは、理論上では考えられる。だが実際には——その理由のいくつかを後に示すが——、こうしたことは現代の世界では決して大きな規模では起こらない。

(C) いくつかの代表的なケースについての一般的考察。

10. [訳注9] 輸入関税の影響はまず国境であらわれる。嵩の大きい商品ならば、重い関税が課せられてもその輸入は十分引き合い、しかもなおその国の他の地域では〔国産財が〕低価格で販売されうるのである。このことをよく示す例をあげよう。合衆国の太平洋沿岸の傾斜地では木材は時としてただ同然であるが、同じ合衆国の他の地域ではその価格はカナダからの輸入財に課せられる関税の影響を受ける、というのがそれである。しかし連合王国やベルギーのように、輸入がおこなわれる国境から遠く隔たった地域というものがまったく存在しない国では、小麦のように嵩の大きい商品であっても、輸入関税のあらゆる影響はほとんどすべての消費者に及ぶのである。

11. さらに例外的な地理的要因のために、一国が自国と世界の主要な動勢との間に立ちはだかっている強国の意向に全面的に左右されるということも否定できない。ドイツなら、またオーストリア＝ハンガリーでさえ、自国の輸入関税のごく小部分をすぐ東側の国々に負担させることがあるいは可能かもしれない。ところが、ドイツには化学製品などイギリスが容易にはなしですませられない製品がいくつかあるけれども、ドイツは自国の輸入関税をイギリスにはまったく負担させられない。すなわち、イギリスはこうした製品をつねに真先に選べるし、さらにドイツは、イギリスの貿易の残りの部分をもとめて、イギリスが他ならぬドイツから入手するという格別の理由がないような財で参入しなければならないのである。そしてイギリスに対するドイツの関係について妥当することは、西洋世界全体に対するイギリスの関係についても妥当する。いくつかの小市場に対しては、イギリスは蒸気船等の運航によって結合を強め、そこで部分的な独占に向うという利益を受けるかもしれない。しかし全体としては、そうした市場はたいして重要ではない。したがって、現在ではイギリスが輸入関税を自ら負担しなければならないというルールには、無視できないほどの例外は存在しない。

12. 輸出財のすべてについて海外で切迫した需要があるために、輸入財に課した税のうちどんなに大きな部分でも、それを外国人に負担させることができた国は、たしかにこれまで存在しなかった。しかしイギリスの輸出財はこれまで二度それに近い所まで行った。一度めの主たる品目は羊毛であり、それはフランダースの織工にはなくてはならないものであった。そして

[訳注9] 以下14節途中までが、『貨幣信用貿易』pp. 191-193; 訳第1分冊259-261ページに、ほとんどそのまま使われている。

二度めは19世紀前半であった。その時の主たる品目は、他のどこでもまだ一般に使用されていない蒸気機械でつくられた工業製品と、さらにはイギリスにとって特に入手の容易な熱帯地方の生産物であった。イギリス以外の国にとっては、こうした財の多くについて、それらがまったく入手できないくらいなら、これまでの2倍の自国財を渡して手に入れたほうがよかったほどである。事実、イギリスが自国の（輸入および輸出）税のかかなりの部分を外国の消費者に負担させたのは疑いない。しかし次のことも事実である。すなわち、イギリスは税をもっとも軽くしなければならなかったまさにそのところで税を重く（もしくは輸入を禁止）したということ、このためにイギリスは、自然諸力に対する新たな支配から生じたはずの国民大衆の活力の増大を制限し、向うところ敵のない産業上の主導国たる地位を終える日がくるのを早めたということ、これである。

13. しかしながら、イギリスが輸入関税のかかなりの部分を外国でのイギリス財の消費者に負担させることを可能にした力は、そのすべてが二つの避けがたい原因によって失われてしまった。イギリスの生産技術や資源は西洋世界のあらゆる国々の共有財産となり、またいくつかの重要なケースでは、イギリス以外の国でそれらはいっそう急速に発展した。さらに国内人口の増大のために、多くの輸入財に対する国内需要は切迫度を増し、イギリスのどの輸出財をとってみてもそれに対する外国の需要よりも切迫度としては大きくなってしまった。しかし後に述べるが、この点でイギリスはオランダ、ベルギーおよびドイツと比べて特に弱い立場にあるわけではない。

14. 私は安定した貿易関係を問題にしているのであって、例外的あるいは一時的な事態は論じていない。ほとんどすべての貿易業者は、通常取引をすることを期待して計画を立てている特定の顧客に対して突然厳しい取引条件をもちだす機会をもっている。このような恥じ知らずの行為には天罰が降るはずである。しかし、個人間では不道德な取引と考えられていることが、現在の論争では国際貿易政策にふさわしいものとされているのである。したがって、突然に輸入関税を課すことで少しばかりの利益をかすめとる可能性までを、私が否定しているわけではないのははっきりさせておく方がいいだろう。

15. [訳注10] 例えば、ある国が例外的な利点を有する重要な特産品について他の一国が主たる買い手である場合には、この財の輸入関税はかなり長い期間にわたって主に生産者が負担するであろう。これは、ギリシャの干し葡萄やいくつかの強い種類のワインにイギリスが税を課した場合に起こるのである。だが重要な商品で、供給がこういう状態にあるものなどない。しかしすぐにわかるように、小麦を大量に輸出する国々と大量に輸入する国々との間の関係を集合的にみとみると、そこにはいくつかの特質が見いだせる。

[訳注10] 以下16節の終わりまでが、『貨幣信用貿易』pp. 197-198；訳第1分冊267-268ページに、ほとんどそのまま使われている。

16. 同様に、いかなる国の製造業者でも特定の外国市場の需要に合わせて高価な設備を備え付けた時には、その市場で突然に彼らの商品に税が課せられれば、そのほとんど全部を彼らが負担するであろう。というのは、設備を遊休させておくよりは低い投資収益しかあがらないにせよそれを稼働させたほうがまだだからである。反対にある財への輸入関税が突然廃止される場合には、その財に特に適した設備を備え付けた生産者は、おそらく関税とほとんど同じ額をその財の価格に上乗せできるであろう。こうして彼らは、税が廃止されたために生じた需要の増大が新しい設備によって充たされるようになるまでは、きわめて高い利潤を獲得するであろう。

17. 日中は暖かかったのに夜になって霜がおりるような時には、窓を開け放した部屋では、その部屋で夜になってつけた暖炉の火が勢いを増すとともに寒くなっていくこともある。また日没が5時30分の日のほうが5時15分の日よりも、暗くなり始めるのが早いこともある。しかしこのような事実から、暖炉の火があっても火がない場合よりも部屋を暖めはしないことが証明されたとか、暗くなり始める時間を主に決めるのは日没時刻ではないことが証明されたなどと主張する人間は、とても他人から信用されないであろう。ところが凶作や運賃の一時的な高騰等の理由によって、輸入関税が軽減されたにもかかわらずその影響が打ち消された場合は、「(小麦の)近年の低価格と……わが国の輸入自由化政策との関係は、もしあるとしてもきわめて遠いものにすぎない」(1903年7月25日の『タイムズ』にしかるべき筋から寄せられた投書をみよ)ことを信じるべき根拠が与えられたとして大真面目に取り上げられてきたのである。私は後で、1820年以降のイギリスの小麦価格の歴史について正しい解釈だと考えるところを示すつもりである。

(D) 高関税が貨幣の購買力と賃金に及ぼす影響に関する近年のドイツ史からの例証。

18. 一国の財政政策に小さな変更があっても、それがその国の貨幣の購買力にあまり大きな影響を及ぼさないであろうことは、言うまでもない。したがって、もしそれほど重要でない輸入財への課税のために、国内の消費者にとって輸入財価格がこのような変更をしなかった他の国々での価格に比べてその税額分だけ高くなったとすれば、第一の国 [=課税国] の貨幣の一般的購買力が第二の国 [=非課税国] のそれよりも低いことが示されないかぎり、輸入関税の負担がすべて消費者にかかる結論づけてもよいであろう。立証の義務は、第一の国の貨幣の購買力が低いと主張する人の側にある。

19. しかしながら、「保護」政策を提唱する人々が、高い保護関税をもつ国々では貨幣の一般的購買力が低いというこの確実な事実を強調したがるのにも理由がある。というのはこの事実は二つの帰結を生むからである。一方ではこの事実は、商品価格を一定価額だけ上昇させるような新しい輸入関税のために一国が負うことになる追加的負担を軽減する〔訳注11〕。

しかし他方でこの事実は、提供される〔保護提唱者にとって〕有利な統計証拠をどうとってみても、高関税をもつ国なら繁栄しているという同一の演繹結果しか引き出せないのである〔訳注12〕。高関税の提唱者は、高関税と高物価との関係について詳細な説明をすることによって小さい利益を得るけれども、多くを失うのである。

20. ドイツで25年前に始まった高関税への動きがもたらした結果を見れば、このこと〔＝高関税と高物価の関係〕を例証できる。それ以前の、相対的に見れば自由貿易がおこなわれた時期には、ドイツにおける貨幣の購買力はイギリスよりも3分の2だけ高いと見られていた。（一般的な評価の方法では「1ターレル＝5フラン＝5シリング。」）私はこの説明を立証するためにかなり苦労したが、便宜品の多くや一部の奢侈品は当時、イギリスかイギリスの強い影響下にある世界の諸市場で買わざるをえなかったという事実を考慮に入れた後でも、近似的にはこのことは真実であるのがわかった。現在ではこうした物品の多くは、イギリスと同様ドイツでも良好な設備で生産されている。さらにそのうえ、ドイツとアルザスの鉄鉱石は高度の技術力をもつ近代的生産工程によって有効に利用されており、今やドイツは鉄鋼の支配力では世界の覇者であるイギリスと肩を並べるに至っている。

30年前には、実際の仕事では、ドイツ人一人が1時間半かかることを一般にはイギリス人一人は1時間でやれると言われていた。しかしそれ以来ドイツのレベル・アップは非常に急速であり、その一步一步の歩みを見ていなかった人には信じられないほどである。そして現在では、ドイツの先進的な部門の1時間の仕事とイギリスのそれとの間の実効値の差は比較的小さい。この進歩の圧倒的大部分が教育や食生活の改善、そして国内経済の発展の結果であるのは疑いない。しかしおそらくこの進歩のうちの小さな部分については、ドイツの保護関税が、他の国々、特にイギリスのより成熟し強い力をもつ産業の侵入に対抗して、初期段階にある脆弱な自国産業に与えた保護の結果であると認めてよいかもしれない。

しかし仮にそれを認めたとしても、以下のことは依然として真実である。すなわち、初期段階にあるどの産業を保護するためにも必要でないのに、有力な業者の利益を満足させるだけの目的で無差別に課せられた輸入関税の結果、（たしかに一部にはカルテルや事業連合を強化したこともあって）消費者物価が非常に大きく上昇したので、ドイツの労働者の実質賃金の上昇はイギリスより緩慢であったということである。一時的に例外的な条件下にある鉄鋼業を除け

[訳注11] つまり、高関税の国では貨幣の購買力が低いという事実は、関税による価格上昇の実質的な負担が名目上から判断されるよりも小さいことを示し、この意味でこの事実は関税を提唱する人には有利である、と言いたいと思われる。

[訳注12] つまり、高関税の国では貨幣の購買力が低いという事実は、高関税→低貨幣購買力→高物価→繁栄のように見えるという当然の、したがってそれ自体では何の意味もない結論をもたらすにすぎず、高関税が真に繁栄をもたらすという主張を証明する根拠を無くしてしまうという大きな不利が生まれる、と言いたいと思われる。

ば、ドイツの貨幣賃金はイギリスよりもなお低いけれども、ドイツの先進的な部門の貨幣賃金はおそらくイギリスより急速に上昇してきている。しかし、イギリスでは生活必需品の価格が低下したのにドイツでは上昇したために、イギリスで現在（1903年）5 シリング相当のものを買うためには——30年前の3 マルクではなく——6 マルクがいると思われる。ドイツの非常に大きな技術進歩、ドイツ人の活力の増大、そしてドイツの鉄鉱の開発——一方、イギリスではそれは枯渇しつつある——にもかかわらず、ドイツ人の実質賃金はイギリス人のそれより緩慢にしか上昇していないということ、そしてドイツが現在ではもはやたいして役に立たない保護を放棄するならば、ドイツ人の〔実質〕賃金は大いに上昇するであろうこと、これは真実だと私は考えている。大胆な推測をするならば、実質賃金はおよそ5分の1だけ上昇すると期待できる。

（E） 1820年以降のイギリスの小麦価格。

21. さて、17節で指摘した点を取りあげることにしよう。関税の変更が小麦価格に及ぼす影響は、もちろん、作柄の変動や運賃の変化、あるいはその他にも大規模な戦争がもたらす阻害要因などによって、弱められたりさらには打ち消されたりするかもしれない。しかしこうしたことがあっても、世界市場での小麦〔価格〕の動きは、特に19世紀についてみればイギリスの貿易港と大陸の貿易港の間での小麦の相対価格の動きは、ほとんどの場合、輸入小麦のような商品への税は、国境に近い所では少なくともその税額分だけ価格を上昇させるという原則に基づいて予想できた通りに現われているだろうと、私は思っている。

22. [訳注13] 19世紀前半のヨーロッパでの小麦貿易は非常に困難な条件下で行なわれていた。小麦はあまりにも重い作物であるため、たとえ道路が良好であっても長距離輸送には適さないのに、中央ヨーロッパや東ヨーロッパの道路はきわめて悪かったのである。北西ヨーロッパには道路がよい地域もあり、また優れた水上交通網をもつ地域もあった。しかしそうした地域のほとんどでは人口が相対的に稠密であったために、その穀物はその地域の消費のために必要とされていた。そして実をいえば、小麦は湿潤な低地を特に好むわけではないのである。さらに言えば、生産や貿易が大規模に組織されるためには、生産者や輸出業者の側に、自分が提供するどんな財貨にも安定的な市場が存在するという確信が生まれる必要がある。しかしイギリス以外には大規模な小麦市場など存在しなかったし、イギリスにしても〔小麦の輸入〕禁止とスライディング・スケールとが悪い具合に結合されていたために、イギリスの不確実な需要

[訳注13] 以下このパラグラフの途中までと最後の部分が、『産業と商業』(Industry and Trade, 4th ed., 1923) pp. 751-752, 753; 永沢訳第1分冊337, 339ページに、ほとんどそのまま使われている。

に合わせて小麦を栽培することが一種の賭事になり真面目な事業ではなくなってしまったのである。この結果、イギリスの輸入する小麦は主にライ麦を主食とする地域の余剰小麦で賄われることになり、そうした地域のどの港をとってみても、イギリスへ供給された小麦の量はしばしば年によって桁が変わるほど変動したのである。

その結果、〔訳注14〕この問題の最高権威であるジェイコブ（Jacob）〔訳注15〕が1826-27年にバルト海・黒海の供給源を調査するために派遣された際、彼は次のように報告したのである。「わが国の穀物生産量が10分の1だけ減少したとしても……われわれは、いまイギリスの農業者に支払っている2倍の金額を外国人に支払わなければならない。十分な穀物は存在するが……この穀物はこれ程遠い所から陸上輸送で運んでこななければならない。」

次の20年間に主要道路は少しばかり改善された。1846年以前にも中央ヨーロッパには鉄道が敷設されていた。しかし当然のことながら、こうした鉄道はまず第一に人口稠密な地域に向けて敷設されており、こうした地域には余分な穀物などほとんどなかった。そして多くの鉄道が中央ヨーロッパや東ヨーロッパという広大な小麦地帯を通して運行されたのは、クリミア戦争のなかで辺境に向う鉄道が軍事上きわめて重要であることが明らかになった後であった。

1820年から1860年に至るイギリスの小麦貿易の主要な動向の裏にはこのような多岐にわたる事実が存在するのであって、穀物法廃止の影響はこれらの事実を考慮に入れなければ理解できないのである。

23. ヨーロッパの作柄は1846年に続く数年間は、たまたま大体において良かった。しかし〔その後〕クリミア戦争と全般的な不作が重なった。輸送費が一時的に高騰し、もちろんロシアとの貿易は中断した。これらは価格騰貴をもたらす強力な原因であるが、さらにもうひとつの原因が加わった。すなわち、穀物法廃止以前は世界の金ストックはそれが果たすべき機能に比べて縮小しており、その結果一般物価は低落しつつあったが、新たな金の供給が人々の冷静な判断を狂わせ、一時的に一般物価を高い水準にまで押し上げたのである。小麦価格が70シリング強にまで上昇したのは、このような例外的な原因がすべて同時に作用したまさにその時だったのである。そしてこの時の小麦価格の上昇が、小麦価格に対する自由輸入政策の効果を疑問視する論拠として取りあげられてきたのである。さらに60シリング強になった1867年の二回目の価格上昇も、否応なく同じ役割を割り当てられた。しかしこの価格上昇も、1866年の平年作

〔訳注14〕 以下23節の終わりまでが、『産業と商業』p. 755, pp. 756-757；訳第1分冊342, 343-344ページに、ほとんどそのまま使われている。

〔訳注15〕 ウィリアム・ジェイコブ（1762-1851）。商務省穀物報告監査官。マーシャルが引用符をつけている文章は、1836年2月22日に上院農業不況委員会でジェイコブがおこなった証言（239, 240, 242）を自由にパラフレーズしたものである。*British Parliamentary Papers, Agriculture 5, 1837, repr. by Irish University Press, p. 11.*

に続いて1867年にアメリカとヨーロッパで同時に起こった例外的な不作によって十分説明できるのである。

24. 大陸間の電信のおかげで、またますます安価に建造でき効率も良くなった蒸気機関による陸上・海上の輸送手段のおかげで、世界全体を通じて単一の小麦市場がイギリスを中心として形成された時代に、今われわれは生きている。よく知られているように、きわめて軟らかい草原の土壌を開拓する場合には、小麦は最初に栽培される作物としてもっとも適した自然的特性を有している。また、産業のどの大中心地からも非常に遠く離れた地域においても、有利な条件でまた大規模に販売できる作物は数が少ないが、小麦はそのうちでも最良のものである。アメリカ農業の開拓者たちの農場は実は無償で彼らに与えられたが、しかしそれには耕作を続けているという条件があった。そのために、農業者たちは自分の労働から得られる主要な報酬は収穫ではなくて、その土地の権利書だと考えていた。食べていくことができ、そのうえに商店から少しばかりの商品を買い、最初に借りた資本の利子を支払うのに十分な額で収穫の余剰分を販売できれば、彼らは満足すべき状況にあったのである。なぜなら、2、3年もすれば彼らの土地と建物はかなりの財産になっており、彼らの苦労は十分に報われたからである。

当時イギリスは、大量のアメリカ小麦を安定的に買い入れられると期待されていた唯一の大國であった。したがってイギリスが小麦にそれ程重くない関税を課したとしても、それは自分の土地の権利書を稼いでいた〔アメリカの〕農業者がイギリスに供給する小麦の量にはそれほど影響を及ぼさなかったであろう。アメリカからの供給は〔イギリスに対する小麦供給〕全体の内の大きな部分を占めるものではないにしても、無視できないほどのものではあったのであり、したがって小麦価格の上昇がその消費を減少させると仮定すれば、イギリスはこうした小賢しいやり口によって、短期間であればおそらく税のうちの小さくはあってもかならず一定部分を、供給者に負担させることもできたであろう。しかし、ここからまた新しい論点が生じることになる。

25. 一商品に対する輸入関税はその消費を多少とも減少させること、またその結果生じる需要の減少のために、外国の生産者はかならずしもかなり低い価格というわけではないが、それでも〔以前よりは〕低い価格でその商品を提供せざるをえなくなること、これは実はほとんど普遍的な法則である。わかっているかぎりでは、有史以来40年ほど前までは小麦もこの法則に当てはまっていた。だが現在では、ほとんどのイギリス国民は欲しいだけのパンを買う資力をもち、しかもそうした後でもっと高価な食物を買えるだけのお金を残している。そしてサー・R. ギッフェン (Sir R. Giffen) が最初に気づいたと思われるのだが、小麦価格が上昇しても、それでもパンはもっとも安価な部類の食物なのであり、イギリス国民はそれをいくら食べてもよいと考えるであろう。そのために、彼らがより高価な食物の購入を切り詰めざるをえなくなった時には、彼らが買うパンの量はそうでなかった場合よりも少なくならず、むしろ多くなるのである。したがって現在では、イギリスに輸入される小麦すべてに税を課せば、イギ

リスの総小麦需要は減少しないでかえって増加するかもしれない。そして関税のためにイギリス国内からの小麦供給が大きく増加しないかぎり、外国小麦生産者が受け取る純価格は低下しないで上昇するかもしれないのである。

一方ドイツでは近年富が大きく増進したにもかかわらず、小麦とライ麦の価格が上昇したために、多数の国民はパンの一部を手放してジャガイモなどの安価な食物に代えることを余儀なくされている。したがって輸入穀物への税が増加されれば、平年作の場合にはかならず輸入量は減少するのである。

26. アメリカ合衆国では小麦生産にもっとも適した土地の大部分がすでに耕作されているので、新たに開拓される小麦農場は減少しつつある。小麦だけを単一に栽培することはなくなりつつあり、小麦供給は小麦に与えられる価格の変化にますます敏感に反応するようになっていく。たしかに遠隔地にある小麦畑での価格の低下はわずかなものである。またパワーズ氏(Mr. Powers)が十分に示したように、ミシシッピ河以西での輸送費とシカゴ・リヴァプール間の輸送費が大きく減少した結果、リヴァプールでの小麦価格が急速に低下しつつある時であっても、こうした遠隔地での小麦価格はしばしば上昇したのである。だがいくつかの農場での価格低下はそこで小麦栽培をやめさせるのに十分なものであったために、リヴァプールでの価格の低下の動きにわずかながらでもブレーキがかかることにもなったのである。

27. 草原の共有地を十分に施設の整った農場という高価な私有財産へと転換させる事業のなかで、副産品としての小麦の生産が現実に中止されたが、この中止は「収穫逦減」法則があらわれる段階に到達している土地がもたらすであろう効果と類似した効果を生みだした。また、合衆国北西部諸州の土地は一般にこの段階に到達しているとしばしば指摘されている。土地によってそういえるのは間違いない。しかしながら広い範囲にわたって今後長期間、この法則が十全な力で作用しそうだと思えるべき根拠は十分ではないと思われる。また金鉱山における活動が再び活発になって貨幣の一般的購買力が低下するという事態が生じないとしても、輸送費がひきつづいて低下するために、北西部の農場での〔小麦〕価格が若干上昇するのにリヴァプールでの価格が少しも上昇しないであろうと考えてもよいように思われる。

1903年6月29日の『タイムズ』宛の信頼すべき筋によって書かれた投書は、1880年から1900年の間に合衆国の人口は52パーセント増加したが穀類の生産高は27パーセントしか増えなかったという事実もふまえて、わが国の財政政策を抜本的に変更する必要を強く訴えている。正確な人口統計が利用できるのはセンサスの年だけだから、比較のためにセンサスの年度を選択するのはまったく当然のことではある。だがそれによって、無意識のうちにある偏向がもちこまれた。というのは1880年は例外的な豊作の年であったし、1900年の収穫はそれ程良好ではなかったからである。もしわれわれが別の形の偏向をもちこんで、1881年と1893年を比較の年として選択すれば、小麦の生産高は383,000,000 ブッシェルから685,000,000 ブッシェルへ、またとうもろこしの生産高は1,195,000,000 ブッシェルから1,924,000,000 ブッシェルへと増加したの

がわかるであろう。

28. すでに(10節で)示したように、ドイツやフランスのように広い国土をもち一大小麦生産国でもある国では、国境での価格以外にも別の要因が小麦の平均価格に影響を与えている。したがってある二国の平均価格の差は、両国の輸入関税の差額に貿易業者の利潤を加算したものに等しくなるというわけにはいかない。

しかしながら、1820年以降の北西ヨーロッパでの小麦価格の統計を比較してみれば、[平均価格の差と輸入関税額の差の間に]非常に深い関係があったことがわかる。[この関係は、]私とその数字を見ないままなんらかの確信をもってあえて口にできるよりもずっと深いのである。統計は容易に利用できるが、私としては以下の大まかな結果に注意を促したい。——すなわち、1820年から1840年まではイギリスの小麦の平均価格はドイツの重要な小麦生産地域のそれの約2倍であり、またウェストファリアやライン州といった工業地域のちょうど1.5倍であったが、今ではドイツの価格の方がイギリスの約4/3倍の高さになっている。またフランスでは人口はほとんど停滞的なのに、保護のために人々は19世紀初頭と同じくらい高い小麦価格を現在でも支払わざるをえない。以上の事実から、現在イギリスで小麦が安価なのは、現行の財政政策だけで生みだされた結果ではないにしても、その政策がなければ生じえなかったことは明らかである。

29. 仮にイギリスで外国産小麦に対してのみ税が課され、植民地産小麦には課されないとすれば[訳注16]、現状ではこの税は外国産小麦へのイギリスの需要を減少させ、こうしておそらくは一時的に外国産小麦が非常にわずかではあるが低い値段で供給されるようになるであろう。すなわち、おそらくイギリスでの価格はちょうど税と同じ額だけ直ちに引き上げられはしないであろう。だがもしアルゼンチン、合衆国、その他の国々からの小麦に支払われる価格が下落しつづけるならば、これらの国々では小麦の生産に制限が加えられるであろう。アルゼンチンではさほど新しくない土地での小麦生産は中止されるであろう。合衆国では混合農業が今以上にもっと急速に広まり、そして輪作の中で小麦の占める地位は現在のように重要でなくなるであろう。

つまり、税のほんのわずかな部分であっても外国生産者が負担する期間は短いものになるであろう。そしてその間ドイツやその他の小麦輸入国には、イギリス植民地以外の地域からわずかではあるが安い値段で小麦が供給されるという利益が生じるであろう。それはイギリスが得るとまったく同じ利益であるが、[税をかけるという]犠牲を払うのはイギリスだけなのである。以上でわれわれは、輸入関税はだれの直接の負担になるのかという問題の検討を終えて、さまざまな国際貿易政策がそれぞれ一般的にどのような結果を生むのかという問題に移ること

[訳注16] チェムバレンはこういう提案をおこなった。

にする。[訳注17]

[つづく]

[訳注17] 結局、以上翻訳した「覚え書」の第1部の文章のうち、10, 11, 12, 13, 14節が、『貨幣信用貿易』pp. 191-193；訳第1分冊259-261ページに、6, 7, 8, 9, 15, 16, 2, 3, 4, 5節が、『貨幣信用貿易』pp. 195-200；訳第1分冊264-270ページに、その順序で使われている。また22, 23節が、『産業と商業』pp. 751-752, 753, 755, 756-757；訳第1分冊337, 339, 342, 343-344ページに使われている。